

【看護小規模多機能フイオーレとどろき ご利用料金】

R6.7 月改定

☆介護保険給付

要介護度	自己負担額／月 ※介護保険 1 割負担の方		自己負担額／日
	有料老人ホーム フイオーレに居住の方	有料老人ホーム フイオーレ以外に居住の方	短期利用 居宅介護費
要介護 1	11,214 円	12,447 円	571 円
要介護 2	15,691 円	17,415 円	638 円
要介護 3	22,057 円	24,481 円	706 円
要介護 4	25,017 円	27,766 円	773 円
要介護 5	28,298 円	31,408 円	839 円

その他介護保険給付算定に係るサービス内容や体制状況により下記負担金が加算・減算されます。

加算項目		料金
初期加算(入所後 30 日間に限り)	☆	30 円/日
認知症加算Ⅲ	☆	760 円/月
認知症加算Ⅳ	☆	460 円/月
科学的介護推進体制加算	☆	40 円/月
退院時共同指導加算	☆	600 円/回
緊急時対応加算	☆	774 円/月
特別管理加算Ⅰ	☆	500 円/月
特別管理加算Ⅱ	☆	250 円/月
ターミナルケア加算	☆	2,000 円/回
看護体制強化加算Ⅰ	☆	3,000 円/月
総合マネジメント加算Ⅰ	☆	1,200 円/月
サービス提供体制強化加算Ⅰ	☆	750 円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	☆	所定単位数の 14.9%

☆介護保険外

項目	料金
宿泊費	2,200 円/日
食事代(朝・昼・夕・おやつ)	朝・350 円昼・475 円夕・475 円おやつ・100 円
おむつ代	実費

看護小規模多機能
フィオーレとどろき

重要事項説明書

看護小規模多機能フィオーレとどろき

重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業主体概要

種 類	法人の種類	社会福祉法人
名 称	(ふりがな) がじゅまる ガジュマル	
主たる事務所の所在地	〒849-0122 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1896	
連 絡 先	電話番号	0 9 5 2 - 5 2 - 4 6 5 5
	FAX番号	0 9 5 2 - 5 2 - 8 4 6 1
	ホームページアドレス	https://www.gajumaru.or.jp
	メールアドレス	plumeria@gajumaru.or.jp
代 表 者	氏名	今村 一郎
	職名	社会福祉法人ガジュマル 理事長
設立年月日	昭和 4 8 年 9 月 2 7 日	

2 看護小規模多機能フィオーレとどろきの概要

名 称	(ふりがな) かんごしょうきぼたきのうふいおーれとどろき 看護小規模多機能フィオーレとどろき	
所 在 地	〒841-0061 佐賀県鳥栖市轟木町1579-1	
主な利用交通手段	最寄駅	J R 鳥 栖 駅
	交通手段と所要時間	①徒歩20分 ②自動車利用の場合 乗車10分
連 絡 先	電話番号	0 9 4 2 - 8 5 - 7 7 7 5
	FAX番号	0 9 4 2 - 8 5 - 7 7 7 6
	ホームページアドレス	https://www.gajumaru.or.jp
	メールアドレス	f.todoroki7775@gmail.com

管 理 者	氏名	石口 健司
	職名	管理者
建物の竣工日		令和 元年 5 月 15 日
看護小規模多機能型居宅介護事業の開始日		令和 元年 6 月 1 日
介護保険事業者番号		4190300212
指定した自治体名		鳥栖地区広域市町村圏組合
事業所の指定日		令和元年6月1日
指定の更新日（直近）		令和7年5月31日

3 事業の目的及び運営方針

看護小規模多機能型居宅介護の事業は、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態の利用者に対して、適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とします。

提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、利用者の意思を尊重しながら目標を設定し、「通い」を中心として、随時「訪問看護」「訪問介護」や「泊まり」を組み合わせながらサービスの提供に努めます。また、利用者の所在する市町村及び鳥栖地区広域市町村圏組合や地域包括支援センター、その他サービス事業所、地域住民等と連携を図り、利用者が中重度となっても住みなれた地域において在宅生活が継続できるよう支援します。

4 事業所の概要（看護小規模多機能型居宅介護）

土 地	敷地面積	1, 065 m ²	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		② 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	1 あり ② なし
		契約期間	① あり (平成31年6月1日～56年6月1日) 2 なし
建 物	延床面積	全体	630.89 m ²
		うち、看護小規模多機能型居宅介護部分	263.47 m ²
	耐火構造	1 耐火建築物 ② 準耐火建築物 3 その他 ()	

	構造	1 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 ③ 木造 4 その他 ()
	所有関係	事業者が自ら所有する建物
	利用定員	通いサービス：18名 宿泊サービス：9名 登録：29名
	通い部分	居間及び食堂
	浴室	1室（機械浴及び一般浴）
	宿泊室	9室
	事務室	1室
	相談室	1室

5 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の実施地域 鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	7時 ～ 22時
訪問サービス	適宜
宿泊サービス	22時 ～ 7時

6 職種・員数・職務内容

(1) 管理者 1名（常勤・兼務職員）

職員管理、利用の申し込みに係る調整、事業の把握や管理を行います。

(2) 介護支援相談員 1名（兼務職員）

適切なサービスが提供されるようサービス計画及び介護計画を作成するとともに、看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合への届出、連携する施設等との連絡、調整を行う。

(3) 従業者

ア 看護職員 通いサービス1名以上、訪問サービス1名以上

職員のうち1名以上は常勤の看護師とし、常勤換算方法で2.5名以上の看護職員を配置します。常勤の看護師は、主治医の指示に基づき適切な看護サービスが行われるよう、主治医との連絡調整、介護計画に沿った看護サービスの実施状況を把握し、介護計画及びサービス報告に関し、指導、助言等必要な管理を行います。看護職員は、主治医の指示の下で利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行います。

*常勤換算とは、当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算することをいう。

イ 介護職員 通いサービス3名に対し1名以上、訪問サービス1名以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

ウ 宿泊者がいる場合は、夜勤職員を1名以上及び宿直勤務に当たる職員を必要な人員以上配置する。

7 職員の勤務体制

職員の勤務時間については、原則として次のように定めます。ただし、利用者の状況に応じて各時間帯の変更を行う場合があります。

7時00分 ～ 16時00分
8時30分 ～ 17時30分
10時00分 ～ 19時00分
13時00分 ～ 22時00分
22時00分 ～ 7時00分

8 事業所のサービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
通いサービス	利用者を事業所に通わせ、日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
訪問介護サービス	利用者の居宅を訪問して、日常生活上の世話、ターミナルケア等の介護サービスを行います。
訪問看護サービス	利用者の居宅を訪問して、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整を図りながら病状の観察、床ずれの予防、カテーテル等の管理、ターミナルケア等の看護サービスの提供を行います。
宿泊サービス	利用者を事業所に宿泊させ、日常生活上の世話を行います。
食事介助	利用者の身体状況に配慮し、栄養および食事形態を考えたバラエティーに富んだ食事を提供します。（別途食事代） 食事摂取が一人で困難な方には適切な食事介助を行うとともに、食事動作の自立についても適切な援助を行います。
排せつ介助	利用者の状況に応じた適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。
入浴介助	通いサービス時または訪問サービスで入浴を行います。
着替え整容等	生活リズムを考え、毎朝夕着替えを行うよう援助します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
相談及び援助	事業所は、利用者及び家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
健康管理及び医療連携	日頃の健康管理からターミナルケアまで実施します。必要な場合及び緊急な場合は、主治医、あるいは協力医療機関に責任をもって引き継ぎます。
医療支援の内容	1 救急車の手配 2 緊急時に必要とされる対応 3 身体への侵襲を伴わない簡易な医療処置 4 主治医の指示による看護業務

		5 医師の診察の際の口頭あるいは書面による情報提供 6 主治医および訪問看護事業所との連携 7 その他（健康診断、健康相談など）	
協力医療機関	医療	名称	医療法人社団如水会 今村病院
		住所	佐賀県鳥栖市轟木町 1 5 2 3 - 6
		診療科目	内科、外科
		協力内容	往診、受診、緊急時対応
	歯科	名称	医療法人社団如水会 今村病院
		診療科目	一般歯科
		協力内容	歯科往診、歯科受診
	訪問看護 ステーション	名称	エンジェル訪問看護ステーション
		住所	佐賀県鳥栖市轟木町1523-6
		協力内容	医療保険による訪問看護

*主治医が以下に挙げるような医療保険給付の対象となる訪問看護が必要であると判断した場合はエンジェル訪問看護ステーション他、医療保険での訪問看護に対応した事業所より協力を得る必要があります。

- ・末期の悪性腫瘍やその他厚生労働大臣が定める疾患。
- ・利用者が急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示又は特別指示書の交付があった場合。

（２）介護保険給付以外サービス（実費負担）

サービスの種別	内 容
理髪・美容	理髪店及び美容室等の協力を仰ぎ利用者の希望によりご利用いただけるよう配慮します。
おむつの提供	必要に応じて提供します。（別途費用負担あり）
書類の申請交付代行	市町村等の公的機関への書類の申請交付、申請手続き等（法的に代行が可能なもの）を代わって行います。
レクレーション等の行事	時期に応じた催しを企画します。
その他の支援サービス	通常配置の職員で対処できるもので、法令や他の諸規則により行う事を禁止されていないものについては、入居者の要望により、そのサービスの提供に努めます。また、法令や他の諸規則で職員が行う事が禁止されているものについては、代行できる資格のある専門家に対して希望により依頼します。

9 利用料

区分	利用料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 （介護サービス費の負担割合に応じた額）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 （介護サービス費の基準額に同じ）

*看護小規模多機能型居宅介護利用料金（別紙１のとおり）

10 支払方法

利用料金は、月末ごとに計算し翌月の15日までにご請求いたします。請求月の25日（銀行休業日の場合は翌営業日）にご契約の通帳より口座引き落とし致します。なお、残高が不足している場合は、速やかに入金していただきますようお願いいたします。

11 苦情等申立先

苦情等の窓口	連絡先等
事業所のご利用者相談室	窓口担当者 長尾 由美子 解決責任者 石口 健司 ご利用時間 毎日 9時 ～ 16時 ご利用方法 電話あるいは事業所相談室にて TEL0942-85-7775
鳥栖市役所 高齢障害福祉課	鳥栖市宿町1118番地 TEL0942-85-3554
鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課	鳥栖市本町3丁目1494-1 TEL0942-81-3317 Fax0942-81-3316
佐賀県国民健康保険団体 連合会 介護保険係	佐賀市呉服元町7番28号 佐賀県国保会館 TEL0952-26-4302（介護苦情処理）Fax0952-26-6123

（苦情処理）

利用者又は身元引受人は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも重要事項説明書記載の利用相談室に苦情を申し立てることができます。その場合、事業所は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

利用者は、介護保険法令に従い、市町村、鳥栖地区広域市町村圏組合及び佐賀県国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。

事業所は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由として利用者に対して何ら差別待遇もしません。

（提供するサービスの第三者評価の実施状況について）

評価実施の有無	有	無
実施した直近の年月日	R7 年 3 月 28 日	
実施した評価機関の名称	フィオーレとどろき運営推進会議	
評価結果の開示状況	施設玄関に掲示	

12 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、職員に対する研修を実施し、利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。

サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報します。

13 身体拘束に関する事項

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や手続きを遵守し、必要な措置を講じます。

1.4 緊急時の対応

利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、看護職員は必要に応じて臨時緊急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じます。

1.5 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族等、及び介護保険サービスの場合は当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1.6 非常災害時の対策

非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成します。また、年2回定期的に訓練を実施し、避難、救出、地域住民との連携方法等について周知します。

非常災害時には、別途定める具体的計画に則って対応を行います。事業所職員及び法人グループ職員と連携の上、適切な対応を行い、最善を尽くします。

1.7 事業所をご利用の際に留意いただく事項

サービスの利用	医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。 サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日までに事業所に申し込んでください。 事業所においてサービスの提供を受ける際は、他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないようにしてください。
居室・設備・器具の利用	清潔、整頓、その他環境衛生に協力をお願いします。 事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用いただき、物品を持ち出さないようにしてください。 これに反して損害が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為や事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害することは、ご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	原則として各自の管理とします。貴重品等の持ち込みはご遠慮ください。
現金等の管理	原則として利用者が希望する場合、管理できる範囲の金額を利用者の責任において所持していただきます。利用者の状態に応じ現金の所持をお断りする場合もあります。

宗教活動・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は ご遠慮ください。
来訪・面会	来訪者は、必ずその都度職員に申し出てください。

18 その他運営に関する重要事項

- 1 事業所は、職員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努めます。
- 2 職員は、その職務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提示するものとします。
- 3 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとします。
- 4 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- 5 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とします。
- 6 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく保険者に通知します。
- 7 連続して長期間宿泊を希望する利用申込者若しくは利用者又はその家族から、当該利用申込者又は利用者を事業所の住所地において住民登録したい旨の申出があった場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに当該事業所が入居施設ではないことを説明し、住民登録できないことへの理解を得ます。
- 8 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。

ご利用者様に対して、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者)

住所：佐賀県鳥栖市轟木町1579-1

事業所：看護小規模多機能フィオーレとどろき

代表者氏名：今村 一郎

㊞

説明者氏名：

本書面に基づいて、重要事項の説明を事業者から確かに受けました。

(利用者)

住所：

氏名：

㊞

(代筆者)

住所：

氏名：

(続柄)

㊞

(家族・代理人)

住所：

氏名：

(続柄)

㊞

(別紙 1)

【看護小規模多機能フィオーレとどろき ご利用料金】

☆介護保険給付

要介護度	自己負担額／月 ※介護保険 1 割負担の方		自己負担額／日
	有料老人ホーム フィオーレに居住の方	有料老人ホーム フィオーレ以外に居住の方	短期利用 居宅介護費
要介護 1	11,214 円	12,447 円	571 円
要介護 2	15,691 円	17,415 円	638 円
要介護 3	22,057 円	24,481 円	706 円
要介護 4	25,017 円	27,766 円	773 円
要介護 5	28,298 円	31,408 円	839 円

その他介護保険給付算定に係るサービス内容や体制状況により下記負担金が加算・減算されます。

加算項目		料金
初期加算(入所後 30 日間に限り)	☆	30 円/日
認知症加算Ⅲ	☆	760 円/月
認知症加算Ⅳ	☆	460 円/月
若年性認知症利用者受入加算	☆	800 円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 円/日
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20 円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5 円/回
栄養アセスメント加算		50 円/月
栄養改善加算		200 円/回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	☆	150 円/回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	☆	160 円/回
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		3 円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13 円/月
排せつ支援加算(Ⅰ)		10 円/月
排せつ支援加算(Ⅱ)		15 円/月
排せつ支援加算(Ⅲ)		20 円/月
科学的介護推進体制加算	☆	40 円/月
退院時共同指導加算	☆	600 円/回
緊急時対応加算	☆	774 円/月
特別管理加算Ⅰ	☆	500 円/月
特別管理加算Ⅱ	☆	250 円/月
ターミナルケア加算	☆	2,000 円/回
看護体制強化加算Ⅰ	☆	3,000 円/月
看護体制強化加算Ⅱ		2,500 円/月
訪問体制強化加算		1,000 円/月
総合マネジメント加算Ⅰ	☆	1,200 円/月
サービス提供体制強化加算Ⅰ	☆	750 円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	☆	所定単位数の 14.9%

減算項目	料金	
訪問看護体制減算	要介護 1	-925 円 / 月
	要介護 2	-925 円 / 月
	要介護 3	-925 円 / 月
	要介護 4	-1850 円 / 月
	要介護 5	-2914 円 / 月
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算	要介護 1	-925 円 / 月
	要介護 2	-925 円 / 月
	要介護 3	-925 円 / 月
	要介護 4	-1850 円 / 月
	要介護 5	-2914 円 / 月

特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算	要介護 1	-30 円 / 1 日
	要介護 2	-30 円 / 1 日
	要介護 3	-30 円 / 1 日
	要介護 4	-60 円 / 1 日
	要介護 5	-95 円 / 1 日

☆介護保険外

項目	料金
宿泊費	2,200 円/日
食事代(朝・昼・タ・おやつ)	朝・350 円昼・475 円タ・475 円おやつ・100 円
おむつ代	実費
レクリエーション費 等	実費
定期診察・訪問診療費など	実費(医療機関への支払)
おくすり代	実費(薬局等への支払)
理髪代	実費(理髪店等への支払)

注)看護小規模多機能型居宅介護は登録している期間 1 月につきそれぞれの介護度で所定単位数を算定します。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には登録していた期間に対応した単位数を算定することになります。

令和元年 10 月 1 日
改訂 令和 2 年 6 月 1 日
改訂 令和 3 年 4 月 1 日
改訂 令和 3 年 8 月 1 日
改訂 令和 4 年 4 月 1 日
改訂 令和 4 年 10 月 1 日
改訂 令和 5 年 4 月 1 日
改訂 令和 6 年 3 月 1 日
改訂 令和 6 年 6 月 1 日
改訂 令和 6 年 7 月 1 日

個人情報の使用に関する同意について

看護小規模多機能フィオーレとどろきでは、介護サービスを受ける上で各種書類に記載していただいた氏名、生年月日、現住所、その他介護上必要な個人情報の記述等で特定の個人を識別することの出来る個人情報、また本人および家族の個人情報につき、個人情報保護法に反しない範囲において、以下により利用します。

1 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため。
- (2) 利用者に関わる居宅介護サービス計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議等での情報提供のため。
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため。
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合。
- (5) 利用者の利用する事業所内のカンファレンスのため。
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議等。
- (7) その他サービス提供で必要な場合。
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

3 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

私及び家族は、個人情報の使用に関する取り扱いについて、
貴事業所職員（職員氏名： ）から説明を受け、上記項目の内容を確認し同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

㊞

(代筆者)

住 所

氏 名

(続柄) ㊞

(家族・代理人)

住 所

氏 名

(続柄) ㊞